

## 6 適切な学校給食運営を実現する組織体制

安全・安心及び良質・安価で、食育の視点も備えた学校給食を実施するためには、組織的に給食を運営することが必要です。

給食の運営方法等によって、組織体制は異なりますが、いずれの場合においても教育委員会及び校長・共同調理場長がリーダーシップを発揮し、学校給食関係者が連携し、給食を運営することが求められます。

### (1) 現状と課題

#### ア 共同調理場方式の現状

学校給食を運営している市町教育委員会では、条例により学校給食共同調理場運営協議会を設置する必要があることから、その下部組織として各種委員会を位置づけるなどの取組が進められています。

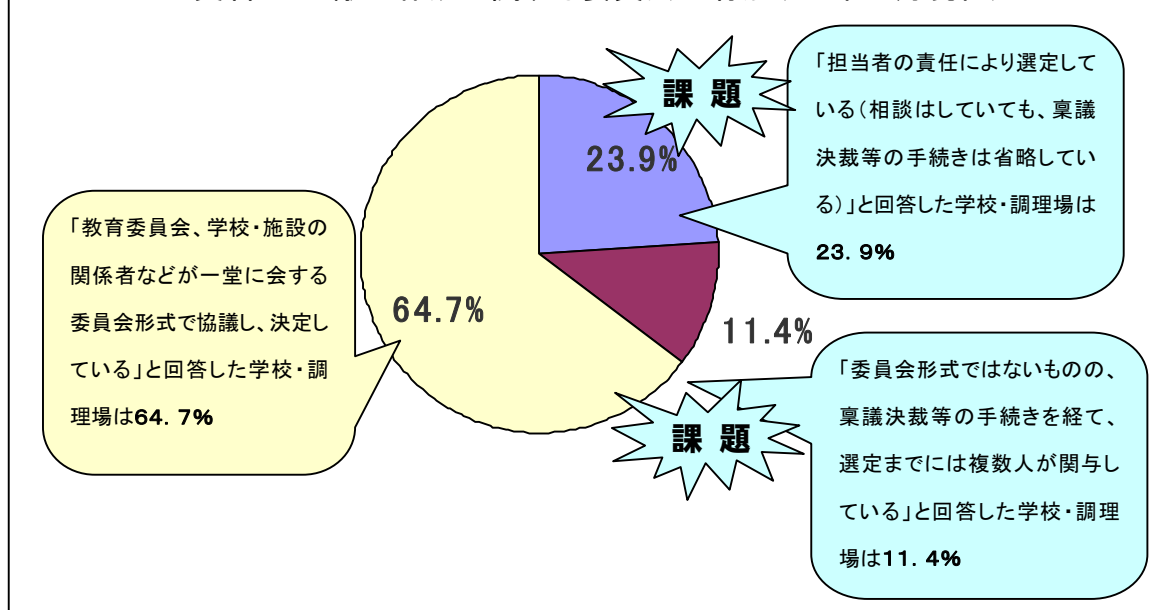
#### イ 単独調理場の現状

学校給食の実務に関わる人数が限られることから、学校独自で献立作成や食品選定を行う場合、簡易決裁や担当者の裁量で行われている場合があります。

#### 改善すべき課題

担当者の裁量により学校給食の献立や物資を決定するなど、関係者の意見が十分に反映されていないケースがある。〈資料1参照〉

〈資料1〉 献立作成に関する委員会の有無(27年7月現在)



## (2) 改善策

### 改善の方向性

献立や物資選定に関係者（学校長、栄養教諭等、衛生管理の専門家、保護者など）の意見が反映される、各種委員会を設置する。

#### ア 各種委員会の設置

安全・安心及び良質・安価な学校給食を提供し、食育の生きた教材として活用するためには、以下のような各種委員会を設置し、組織的に運営します。

#### 市町等及び学校等に設置する委員会例

委員会	目的	設置	活動内容
学校給食運営委員会	学校給食の適切かつ円滑な運営	市町等	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食の実施に関する諸管理規定の策定</li> <li>給食実施基本計画の作成</li> <li>給食費に関する調査検討</li> <li>給食に関する啓発、研究、研修実施</li> <li>物資納入事業者の選定</li> </ul>
衛生管理委員会	安全な学校給食実施に向けた衛生管理の徹底	市町等	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理の基本方針の策定と実態把握</li> <li>施設、設備の改善計画作成</li> <li>衛生管理の啓発、研究、研修実施</li> </ul>
		学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理マニュアルの作成</li> <li>校内衛生管理の検討</li> <li>定期点検、検査等の計画作成</li> </ul>
献立作成委員会	法に基づく適切な献立の作成	市町等	<ul style="list-style-type: none"> <li>献立作成の基本方針の策定、評価、改善</li> </ul>
		学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>献立作成の基本方針に基づいて作成された献立原案の検討</li> </ul>
物資選定委員会	適切な食品の選定	市町等	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資選定の基本方針の策定</li> <li>納入業者、農林部局やJA、生産者等との連携体制の構築</li> </ul>
		学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資選定の基本方針に基づく、適切な食品の選定</li> </ul>

アレルギー 対応 委員会	アレルギー をもつ 児童生徒 への対応 の検討及 び決定	市町等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針の策定</li> <li>アレルギー対応に関する啓発、研究、研修実施</li> <li>医療機関及び消防機関等との連携体制の構築</li> <li>事故やヒヤリハット事例の収集とフィードバック</li> <li>学校の環境整備及び支援</li> </ul>
		学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内対応マニュアルの作成</li> <li>個別の取組プラン作成</li> <li>校内の実態把握 ・ 校内研修の実施</li> <li>緊急時対応体制の整備と確保</li> </ul>
食育推進 委員会	食に 関する 指導の 推進	市町等	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育に関する基本方針の策定</li> <li>関係機関等との連携促進</li> <li>食育に関する啓発、研究、研修実施</li> </ul>
		学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導計画等の作成</li> <li>食育の推進と評価</li> <li>保護者や地域との連携を図る</li> </ul>

※学校に設置する各委員会は、「学校保健委員会」等に統合するなど、実情に応じて対応

#### イ 各種委員会の構成員

学校給食に関する各種委員会は、市町教育委員会、校長、共同調理場長等のリーダーシップのもと、課題に対して適切に対応できるようにしなければなりません。したがって、委員会の構成員は各委員会の目的が達成できるよう選任し、給食に関する専門家や保護者、地域の生産者等の意見が十分反映されるようにします。

#### 学校給食に係る各種委員会の構成員（例）

##### <教育委員会>

教育長、教育委員会職員

##### <行政職員>

保健所長、行政農林部局

##### <学校・共同調理場>

校長、共同調理場長、栄養教諭・学校栄養職員、給食主任、食育担当、養護教諭、保健主事、学級担任、事務職員、調理員代表

##### <地域>

学校医、学校歯科医、学校薬剤師、食物アレルギー専門医、地域生産者、保護者代表等

### (3) 組織体制を整備する上での留意点

学校給食法第9条第2項には、「学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする」と規定されています。学校給食に係る各種委員会の設置もその責務の一つであり、市町教育委員会はリーダーシップを発揮し、組織体制を構築しなければなりません。

また、各学校・調理場において各種委員会を設置する場合にも、市町教育委員会は学校給食関係者に食育の推進、物資選定や献立の作成、業者に対する指導方法などの基本方針を示し、各学校等の運営組織とその運用状況等を適宜確認・把握し、各学校等の取組に対して指導・助言をすることが必要です。

これから組織体制の見直しと整備を実施する学校等において、各種委員会をそれぞれ独立した委員会として設置することが難しい場合は、校内における既存の委員会（学校保健委員会等）にその機能を持たせたり、複数の委員会を統合して設置したりすることなどが考えられます。ただし、その場合にも活動内容や構成員において、委員会の目的を達成できるよう配慮が必要です。